

罹災證明申請書

令和 年 月 日

東近江市市長 小 椋 正 清 様

[illegible]

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

※被害認定調査を迅速に行うため、固定資産税課税台帳等に記載された建物の所在、地番、床面積、構造、図面といった情報も利用場合があります。

※添付書類

- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ 被害状況が確認できる写真（箇所・全体）
- ・ 委任状（代理人による申請の場合）